平成２４年（フ）第６９５号
愛知県あま市新居屋鶴田52番地
債務者　松本　昭司
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３５号
愛知県小牧市大字久保一色1248番地１　アヴェニールＡ棟201号
債務者　中村　結香
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９号
三重県四日市市小杉町1487番地９
債務者　平井　　忠（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
三重県四日市市堀木１丁目６番12号305号室、前住所三重県四日市市諏訪町10番７号
債務者　福田　　朱（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
三重県三重郡菰野町大字菰野2718番地１、前住所三重県三重郡菰野町大字杉谷1572番地144
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
兵庫県川西市丸の内町13番16―103号
債務者　杉　　良子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１５号
鳥取県鳥取市徳吉384番地８
債務者　楮原　義徳
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
鳥取県鳥取市今町２丁目312番地　章マンション305号、旧住所島根県益田市高津１丁目10番
債務者　山根　　宏
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７号
鳥取県鳥取市青谷町八葉寺295番地
債務者　植田　光昭
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
鳥取県米子市福市1951番地
債務者　佐津間真美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４１号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目22―16　フレーシアⅡ101、住民票上の住所鳥取県西伯郡南部町鴨部704番地９
債務者　松本　　清
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２４１号
広島市南区西霞町８番２―302号
債務者　石川　信弥
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７号
愛媛県新居浜市角野3512番地の２
債務者　中川　　浩
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３１号
福岡県柳川市立石523番地１　立石アパート東
債務者　妻夫木英治
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
福岡県大川市大字坂井591番地14
債務者　坂井　正弘
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
福岡県八女市蒲原1028番地　サンコートパイン106号
債務者　江渕　龍志
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２８号
福岡県八女市蒲原1028番地　サンコートパイン106号
債務者　江渕　直美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所八女支部